○関東地方整備局告示第百八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月一日

関東地方整備局長　泊　宏

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三郷市上口三丁目六九番一から同市彦江三丁目一四八番三まで	前	五四・二七～三七七・九八メートル	〇・六六九キロメートル
	後	六〇・七八～三七七・九八メートル	〇・六六九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○関東地方整備局告示第百八十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月一日

関東地方整備局長　泊　宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	三郷市上口三丁目六九番一地先から同市彦江三丁目一四八番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

供用開始の期日　平成三十年六月二日

○関東地方整備局告示第百九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月一日

関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道　二百九十八号	三郷市上口三丁目六九番一地先から同市彦江三丁目一四八番三まで	関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年六月二日

○関東地方整備局告示第百九十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月一日

関東地方整備局長　泊　宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	松戸市上矢切字梶形九六八番六から市川市上妙典一五六七番八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成三十年六月二日

○関東地方整備局告示第百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月一日

関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道　二百九十八号	松戸市上矢切字梶形九六八番六から市川市上妙典一五六七番八まで	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年六月二日

○北陸地方整備局告示第六十一号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成三十年六月一日

北陸地方整備局長　小俣　篤

名称　国営越後丘陵公園

位置　新潟県長岡市親沢町

区域　別紙図面のとおり（略）

（国土交通省北陸地方整備局に閲覧所を設け、平成三十年六月一日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　平成三十年六月十六日

○中部地方整備局告示第五十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成三十年六月一日

中部地方整備局長　塚原　浩一

第1　起業者の名称　愛知県

第2　事業の種類

一般県道豊川蒲郡線改築工事（バイパス部・愛知県豊川市御津町金野深田地内から同町金野油田地内まで及びインターチェンジ接続部・愛知県豊川市御津町金野石田地内から同町金野袋田地内まで）並びにこれに伴う市道及び水路付替工事

第3　起業地

1　収用の部分

(1)　バイパス部

愛知県豊川市御津町金野深田、金野長谷沢、金野石田、金野稲場、金野徳寒、金野東河津、金野桧河津、金野深沢、金野上野及び金野油田地内

(2)　インターチェンジ接続部

愛知県豊川市御津町金野石田、金野深田及び金野袋田地内

2　使用の部分

(1)　バイパス部

愛知県豊川市御津町金野徳寒及び金野東河津地内

(2)　インターチェンジ接続部

なし

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、愛知県豊川市御津町金野深田地内から同町金野油田地内までの延長1,558mの区間（以下「本件バイパス部」という。）及び愛知県豊川市御津町金野石田地内から同町金野袋田地内までの延長175mの区間（以下「本件インターチェンジ接続部」という。）における「一般県道豊川蒲郡線改築工事並びにこれに伴う市道及び水路付替工事」（以下「本件事業」という。）である。